韓国の労働運動から何を学ぶのか

2018 年 12 月 20 日

静岡県立大学短期大学部　中澤　秀一

はじめに

今回、静岡県労働研究所では 2018 年 9 月 2 日～5 日の日程で「韓国労働運動等の調査」を実施した。訪問先として、国会未来研究院、ソウル市労働政策課、ダサンコール労働組合、全国言論労働組合、全国学校非正規職労働組合、韓国非正規労働センター、韓国雇用情報院等で聞き取り調査を実施している。調査にあたって、われわれは以下の目的を掲げた。①最低賃金引き上げの運動、②非正規労働者・青年への対応、③労働運動と市民運動との連帯、④労働者教育・宣伝等について学び、静岡県の労働運動にどう活かすか考える、の 4 点である。これらの目的がどの程度達成されたのかについて、本稿では個人的な見解を述べてみたい。

1. 最低賃金引き上げの運動

近年、最低賃金の引き上げが急速に進んでいることは周知のとおりであるが、われわれは韓国の文脈を理解しておかねばならないだろう。2017 年 5 月に大統領に就任した文在寅氏が大統領選の際に掲げた公約は「2020 年までに最低賃金＝時給 1 万ウォン（約 1,000 円）を達成する」というものであった。この公約にもとづき、韓国は現在、最低賃金の引き上げ過程にあるのだが、ここで押さえておかなければならない事実は、文氏以外の 4 人の候補者が達成の時期に多少のズレはあるものの、同様の最低賃金に関する公約を掲げていた点である。つまり、韓国で最低賃金を引き上げることに対する政治的合意が形成されていたという事実である。またソウル市の生活賃金条例も最低賃金を引き上げる戦略として構想され、2015 年に制定されていた。

金によると、この背景には 2002 年に韓国で結成された「最低賃金連帯」という**労働組合と社会運動間の社会的連携**の果たした役割が大きい。(1)「最低賃金連帯」が結成されたきっかけは、2000 年に結成された「非正規労働者基本権保障と差別撤廃のための共同対策委員会」である。同委員会の目的は、「賃金所得不平等を緩和」し、実質的な生活賃金を確保できる手段となりうるよう、最低賃金を「現実化」することにあった。つまり、単に最低賃金の当事者の問題としてだけでなく、また労働問題としてでもなく、社会構成員の普遍的な権利保障、すなわち、社会正義の問題として提起されたことに特徴があり、これに関しては、日本における市民団体エキタス（AEQUITAS 、ラテン語で「正義」や「公正」を意味する言葉）にも通じるものがあるだろう。

「最低賃金連帯」の構成団体を金は次の 6 つの類型に分けている。第 1 のグループは、民主労総、韓国労総の 2 大ナショナルセンターである。ナショナルセンターが連帯に加わったのは、第一に、ナショナルセンターとしての責任として、第二に内部動員の困難さからであ

る。韓国労総のある関係者は、「最低賃金の問題は社会的・政策的に重要なイシューであるが、組合員の関心が低く、これを組合の主要政策活動として積極的に取りあげるのが難しい」と証言している。第 2 のグループは、韓国非正規労働センター、韓国大学生連帯、韓国青年連帯、旧民主労働党系の政党などの労働者、農民、貧困層の問題を提起する民衆運動グループである。第 3 のグループは女性運動グループであり、韓国女性団体連合、韓国女性労働者会、韓国女性民友会、韓国女性労働組合などの 1987 年の「民主化宣言」以前から民主化運動に参加し、労働者、農民、貧困層の女性問題に取り組んだ諸団体である。多くの女性非正規労働者にとって、最低賃金の引き上げは「唯一の賃上げ手段」というのが参加理由となろう。第 4 に、若年非正規の問題を提起する韓国青年ユニオンなどの若者労働者グループ。第 5 に、経済正義実践市民連合（経実連）、参与民主社会と人権のための市民連帯（参与連帯）などの従来からの民衆運動や労働運動と一線を画す、知識人、主婦、ホワイトカラーを中心にした市民運動グループがあり、これらの市民運動が関与することで、運動に公共性や正当性が付与されることになった。この意味合いは大きいと考えられる。今後、この第 5 のグループの果たした役割を検証すべきであろう。その他に第 6 のグループとして、独自の活動を行ってきた韓国貧困問題研究所、ソウル市社会福祉士協会、民主統合党などの既存のネットワークには参加してこなかった団体を挙げている。

以上の多種多様な団体が最低賃金を上げる運動に参加できたのは、最低賃金がベーシックな問題であり、共通の関心事になりうるイシューであったからである。

それでは、「最低賃金連帯」の戦略とは如何なるものなのか。具体的な活動は、デモ、記者会見、リレー集会、討論会、最低賃金労働者の証言大会、ワークショップなど多岐にわたるが、そのねらいは、マスメディアとともに世論の関心を集めることにより、最低賃金引き上げ過程に参加する公益委員に対し、間接的な影響力を及ぼすことにあった。

韓国の最低賃金の決定については、わが国ととても似ている。最低賃金に関する審議および議決をする機関として、労働者、使用者、公益それぞれの代表で構成される最低賃金委員会が設置されている（日本の最低賃金審議会に相当する）。ここでは、賃金実態や生計費などの基礎資料が提出され分析されるほか、現場を訪問してのヒアリングも実施されている。公益代表は雇用労働部長官の推薦を受けて大統領から任命されるため、政権の意向が反映されやすく、最低賃金委員会ではなかなか労働側の意見が通りにくい。これを打開するために、先述したような戦略でもって世論を喚起し、公益委員に圧力をかけるのである。このような戦略は、今後の日本における最低賃金運動の展開を考えるうえで大いに参考になるだろう。

2. 非正規労働者・青年への対応

ソウル市の労働政策は「非正規雇用の正規化」を推し進めており、それは文政権の政策にも反映されている。その中で、今回の訪問で個人的に最も印象に残ったのは、正規労働者と非正規労働者とのあいだに存在する壁である。我々が想像する以上に、その壁は厚いと感じ

た。「最低賃金連帯」のような大きな枠組みでは雇用形態を越えた連帯が存在するが、個別の団体レベルになると連帯よりも対立が目立っているという印象を受けた。正社員になるためには、厳しいハードルを乗り越えて合格したという自負があるからこそ、非正規労働者の正社員化に反対なのである。正規と非正規が同じ仕事をしていることが多い韓国では、雇用形態における“身分”だけで露骨に処遇に差を付けられることに対する怒りが、運動の源泉となっていた。

そんな韓国で非正規労働者の運動の中核を担っているのが、韓国非正規労働センターである。その活動は、働き口委員会や最低賃金委員会などの政府の委員会に入って、ナショナルセンターができないものに取り組んだり、政府機関や自治体からの受託研究をおこなったりと、独自性を発揮している。このうち、最低賃金委員会については、2015 年から構成メンバーに加わり、当事者の意見を議論に反映させている。ナショナルセンターの組合員は最低賃金の当事者ではないので、最賃を引き上げるという主張はするけれども、なかなか本気ではない。そこを当事者の代表である非正規労働センターが、真の意見を代弁するのである。

ちなみに、所長のイ・ナムシン氏によると、現在の目標となっている 1 万ウオンについては、政治的な要求額であり、とくに科学的な根拠はないとのことであった。月に 200 万ウオンあれば生活できるだろう位の感じだそうだ。ただし、韓国における最低賃金額の決定について、単身世帯勤労者(最低)生計費（一人暮らしをしている若者の家計簿調査にもとづく）が算出基準となっており、最低賃金法でも第 4 条で「最低賃金は、勤労者の生計費、類似勤労者の賃金、労働生産性及び所得分配率等を考慮して定める」と、同法第 23 条で「雇用労働部長官は、勤労者の生計費及び賃金実態等を毎年調査しなければならない」と定められており、専門委員会である「生計費専門委員会」による生計費の分析結果の審査、労使団体の提出する生計費の審査が毎年行われている。したがって、要求額に生計費がまったく反映されていないということは考えにくいのではないだろうか。

特に力を入れてきたのは、最低賃金委員会における議論の情報公開であったそうである。ちなみに今年度の議論では、ナショナルセンターである民主労総は、賞与を最低賃金の算入範囲に含めることに反対したのに対して、韓国非正規労働センターは、賞与を入れてでも 2 桁の引き上げ率を維持すべしという戦略を主張した。結局、最低賃金の算入範囲に福利厚生までも含まれることになった。

ちなみに、2015 年には最低賃金委員会に韓国非正規労働センターのほか、青年ユニオンも参加しているが、今回の訪問ではその活動をフォローできなかった。

また韓国の青年は政治意識が強くてキャンドルデモに参加したのではなく、キャンドルデモの経験を通じて、政治意識を持つべきだという風潮に変わったということだった。

3. 労働運動と市民運動との連帯

労働運動と市民運動との連帯については、1 章で触れたとおりであるが、ここではコミュ

ニティ・オーガナイズに言及しておきたい。

コミュニティ・オーガナイズ（以下、CO）とは、「普通の人が力を合わせて社会変化を生み出すこと、その手法」であり、アメリカの FF15 運動に CO が採り入れられたのが有名である。ところが、韓国で CO の言葉自体はそれほど知られていなかった。ただし、それは韓国に CO の概念がないということではなく、むしろ元々そのようなものが根付いているのだろう。たとえば、ソウル市の労働政策である、非正規雇用の正規化、良質な雇用を創り出すための生活賃金（＝最低限の人間らしい生活を保障する水準として決定される賃金）条例の制定、市民の権利と利益を保護する諸施策は、社会科学研究所、非正規センターなどの研究者・機関がともに練ってきて、それを推進する時には民主労総、韓国労総だけではなくて、各産別労組も含めて調整していた。さらに、これらの政策は市民の参画が不可欠の要素であった。これからのわが国の運動の展開を考えた際に、このような実践に大きなヒントがあるように思われる。

4. 労働者教育・宣伝

労働者教育・宣伝については、さまざまな労働組合でストライキの過程で組合員教育が行われていた。日本では“伝家の宝刀”が抜かれなくなって久しいが、韓国では日常にストライキが決行されており、その過程で労働者が学び、問題意識の共有が行われているのであった。この点も今後の運動に活かしたいものである。

またソウル市の交通放送であるｔｂｓが、市民の放送として、事実をありのままに放送し、判断を視聴者に委ねるというスタンスを重視していることは、ネット戦略として重要である。

おわりに

さて、目下のところ日本で新たな展開が期待できるのは、最低賃金の運動である。それは、この 10 年で最低賃金額が急速に伸びたことにより、それまであまり自らに関係のなかった最賃が、より身近な賃金に変化しているからである。したがって、運動も新しい方向に転換していく必要があるだろう。ここで提起するのは、次の 3 点である。(2)

① 労働運動による新たな当事者への働きかけ

これまでの最賃運動の当事者は、非正規雇用の女性や若者に限定されていた。しかし、先述したように、最低賃金の当事者になる層が増えている。「誰もが当事者になりうるという共感」を広めていかなければならない。そして、広げる先は、正規労働者を含めた労働者のみならず、地方自治体、中小企業にまで拡大させていく必要があるだろう。共感を広げる際に、コミュニティ・オーガナイズの手法、韓国での実践は大いに参考になる。

② 労働運動による地域のつくりかえ

地域経済をつくりかえることそのものが、今、労働組合が取り組まなければならない課題になっている。これまでの地域に目を向けた運動の展開はあまり見られなかった。ここに本

腰を入れていくことが、今後の労働運動に課された使命である。A~Dに格差づけられた地域別最低賃金が地域経済の衰退する要因になっていることは、これまでにも指摘してきた。全国一律最賃の実現とともに、公契約条例や中小企業振興基本条例の制定のほか、地産地消の推進などに関して労働組合が積極的に自らの見解を明らかにし、多方面に働きかけることが求められる。

③　地域における市民運動との連携

労働運動と市民運動との結びつきは、韓国の運動の特徴ともいえるだろう。最低賃金の運動を（組織率が低下しつつある）労働組合だけが担っていても自ずと限界がある。様々に展開されている他の生活困窮者支援団体、年金者組合、医療運動、福祉運動など市民運動との連携を通じて生まれる相乗効果に期待したい。このような連携は、市民運動にとってもプラスに作用する。たとえば、近年、子ども食堂が広がっているが、そもそも子ども食堂に来るような貧困家庭の子どもを減らすことができれば、子ども食堂を運営する支援者にとっても歓迎すべきことであろう。最低賃金が上がれば、食べられる労働者が増えるわけだから、それだけ貧困も解消されるのである。

さいごに、今回の調査のガイド役を買っていただいた安周永龍谷大学准教授に感謝を申し上げたい。前任校常葉大学時代からのお付き合いになるが、安氏には当研究所はひとかたならぬお世話になっており、ガイド兼通訳はもちろんのこと、すべての訪問先のコーディネートまでお願いした。安氏のご協力なしに今回の調査の実現はなかったであろう。

以上

（参考文献）

(1)金美珍「韓国の最低賃金をめぐる社会的連携に関する一考察―『最低賃金連帯』の事例を中心に」、『労働社会学研究』、2017年

(2)後藤道夫、中澤秀一ほか『最低賃金1500円がつくる仕事と暮らし』(大月書店)、2018年